



直江津港

令和8年度



上越市  
JOETSU CITY

# 直江津港外貿定期コンテナ 貨物利用拡大支援事業のご案内

対象期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (直江津港への入出港日基準)

上越市では、直江津港の外貿定期コンテナ航路を利用した場合(内航フィーダー航路を利用し、国内の他の港湾で積み替えて輸出入するものを含む)の経費の一部を補助する制度をご用意しております。トータル物流コスト・CO2排出量の削減や災害に備えたリスク分散の検討にご活用ください。

## 《ポイント1》

**1TEUの利用** から支援 (対象: 初利用荷主)

## 《ポイント2》

**最大3年間** の継続支援 (初利用実績を維持した場合)

補助名	補助要件	補助金額
初利用	直江津港を新たに利用し、コンテナ貨物を輸出又は輸入すること ※「新たに利用」とは、前3か年度 (R4年度からR6年度) に直江津港を利用した実績がないこと	輸出 2万円/TEU (上限40万円) 輸入 1万円/TEU (上限20万円)
継続利用 (2年目)	「初利用」で補助金の交付を受けた事業者が、翌年度に初利用実績を維持すること	輸出 1万円/TEU (上限20万円) 輸入 0.5万円/TEU (上限10万円)
継続利用 (3年目)	「初利用」で補助金の交付を受けた事業者が、翌々年度に初利用実績を維持すること ※「翌年度」に初利用実績を維持しない場合でも、1TEU以上の利用実績があれば補助対象となります	

- (1) 新潟県のコンテナ貨物利用拡大支援事業補助金と当市補助金の双方に該当する場合、同一年度において、輸出と輸入のそれぞれでいずれか一方のみ交付となります。
- (2) 新潟県の県内港物流トライアル推進事業補助金を活用した場合、当補助制度における初利用とみなし、次年度以降、継続利用として申請することが可能です。
- (3) FCLに限ります。1FEUは2TEUとします。
- (4) 商社を経由して輸出又は輸入を行う場合も申請可能です。(商社との契約を証する書類の写しが必要)
- (5) 補助金の申請には、補助金交付申請書の他、直江津港の利用実績を確認できる書類(船荷証券・貨物到着案内)の写し、登記事項証明書(現在事項全部証明書)などが必要です。

補助制度の詳細については、お気軽にお問い合わせください。また、申請は郵送でも可能です。

お問い合わせ先

上越市 産業部 産業立地課 直江津港振興係  
TEL : 025-520-5737 (直通) FAX : 025-520-5852  
E-mail : sanritu@city.joetsu.lg.jp



直江津港コンテナ 検索